

フロン類回収業の審査基準

制定：平成 28 年 6 月 1 日

改正：令和 3 年 4 月 1 日

（目的）

- 1 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号。以下「法」という。）第 53 条第 1 項のフロン類回収業の登録申請に対する審査について、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条に規定する審査基準を定めることによって、審査にあたっての公正の確保と透明性の向上を図るとともに、その適切な処理に資することを目的とする。

（申請書の受理等）

- 2 申請書について、次の事項に適合すること。
 - (1) 2 部（正本、写し）揃っていること。
 - (2) 申請年月日及び記載事項の記入漏れがないこと。
 - (3) 法人にあっては、代表者氏名が記入されていること。
 - (4) 所定の書類及び法定添付書類が完備していること。
 - (5) 登録申請に係る審査手数料が全額納付されていること。

（登録の基準）

- 3 登録の基準は以下のとおりとする。
 - (1) 申請者が法第 56 条第 1 項第 1 号から第 7 号までのいずれにも該当しないこと。
 - (2) 使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収の用に供する設備の種類及び能力について、フロン類の回収を適正かつ確実に実施するに足りるものとして次のいずれにも該当すること。
 - ア 使用済自動車の引取りに当たっては、申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。
 - イ 申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。
 - (3) 申請書及びその添付書類のうち、重要な事項について記載が欠けていないこと又は虚偽の記載がないこと。
 - (4) 関係法令の規制に係る協議等は以下によること。
 - ア 岡崎市周辺環境に影響を及ぼすおそれのある特定事業の手續及び実施に関する条例（平成 29 年岡崎市条例第 18 号）第 7 条第 1 項に規定により、市長と協議しなければならない場合は、協議が終了していること。
 - イ 関係法令の規制を受ける場合には、関係行政機関と協議がなされていること。

(標準処理期間)

- 4 行政手続法第 6 条に規定する標準処理期間は 30 日とする。ただし、申請内容に不備がある場合及び申請者の状況について特に詳細な審査を要すると判断した場合には、この限りでない。
- 5 この審査基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 3 年 3 月 31 日以前に登録申請のあったものについては、適用しない。